第67号議案

加東市監査委員条例の一部を改正する条例制定の件

加東市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月3日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市監査委員条例の一部を改正する条例

加東市監査委員条例(平成18年加東市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条 を加える。

(議員のうちから選任される監査委員)

第3条 監査委員は、市議会議員のうちから選任しない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年11月1日から施行する。
 - (加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年加東市条例第37 号)の一部を次のように改正する。

別表監査委員の部識見を有するもののうちから選任された委員の項中「識見を有するもののうちから選任された委員」を「委員」に改め、同部議会の議員のうちから選任された委員の項を削る。

第67号議案 要旨

加東市監査委員条例の一部改正 (要旨)

1 改正理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部が改正され、議員のうちから監査委員を 選任する義務が緩和されたことに伴い、監査委員と議会の監視機能の役割分担を明確にし、 監査委員の独立性及び専門性をより担保するため、議員のうちから監査委員を選任しない こととするものである。

2 改正内容

議員のうちから監査委員を選任しないこととする規定を加えること。

3 施行期日 平成30年11月1日

新	ΙΠ	対	照	表
利	I 🖂	XJ	77.	衣

行 改 正 ○加東市監査委員条例の一部改正(本則関係) (議員のうちから選任される監査委員) 第3条 監査委員は、市議会議員のうちから選任しない。 (事務局の設置) (事務局の設置) 第3条 (略) 第4条 (略) (監査等の通知及び結果の報告) (監査等の通知及び結果の報告) 第5条 (略) 第4条 (略) (公表の方法) (公表の方法) 第5条 (略) 第6条 (略) (委任) (委任) 第6条 (略) 第7条 (略) ○加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償にかかる条例の一部 改正(附則第2項関係) 別表(第1条関係) 別表 (第1条関係) 区分 報酬の額 区分 報酬の額 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 監査委員 識見を有するもののうち 92,000 監査委員 委員 月額 月額 92,000

から選任された委員

	議会の議員のうちから選	月額	36,000	(略)	
	任された委員				
(略)	(略)	(略)	(略)		

(略)	(略)	(略)	(略)